

## 仕様書

### 1. 総則

#### (1) 件名

船場地区まちづくり拠点施設整備運営事業者選定支援業務委託（その1）

#### (2) 目的

箕面市（以下「市」という。）では、平成25年度に「新駅設置に伴う交通結節点（まちづくり拠点）の整備手法検討業務」（以下、「整備手法検討業務」という。）を実施し、船場地区まちづくり拠点（公共ホール等）の整備手法について検討した。

今後、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づく船場地区まちづくり拠点（公共ホール等）の施設整備・維持管理運営を行う事業者選定を予定している。

本業務においては、整備手法検討業務で作成した内容をふまえつつ、公共ホール等に関する施設配置案、整備内容案、採算性の検証等を詳細に検討するなど、上記事業者選定のための前提条件の整理を行う。

#### (3) 適用範囲

本仕様書は、「船場地区まちづくり拠点施設整備運営事業者選定支援業務委託（その1）」に適用する。

#### (4) 受託者の義務

①受託者は、本業務を遂行するにあたって、市の意図及び目的を十分に理解した上で、経験豊富かつ業務内容に精通した者を総括責任者及び担当者に定め、また、適正な人員を配置し、その配置体制について事前に書面により通知するとともに、正確丁寧にこれを行わなければならない。

②受託者は、本業務を遂行するにあたり、関係法令や契約書、本仕様書を遵守するとともに、市担当職員と常に密な連絡を取り、その指示に従わなければならない。

#### (5) 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行において知り得た事項を第三者に洩らしてはならない。

#### (6) 疑義

受託者は、本業務を遂行する上で疑義が生じた場合には、その都度速やかに市と協議の上、その指示に従うこと。

#### (7) 成果品に対する責任の範囲

受託者は、本業務完了後であっても、失策及び不備等が発見された場合、速や

かに成果品の訂正をしなければならない。これに要する費用は、受託者の負担とする。

## 2. 業務内容

平成 25 年度に実施した「新駅設置に伴う交通結節点（まちづくり拠点）の整備手法検討業務」の成果を踏まえ、以下の項目について詳細に検討し、船場地区まちづくり拠点施設の整備・維持管理運営を行う事業者選定のための前提条件を整理する。

- (1) 公共ホール等の施設配置、整備内容及び維持管理を含む採算性等に関する検討（ペDESTリアンデッキ・駐輪場等の配置との調整を含む）
- (2) 公共ホール等の移転先に関する調査（集客力等）

## 3. 業務の遂行にあたっての留意点

- (1) 受託者は、本事業において遵守すべき法令等を考慮し、得た情報や検討経緯を踏まえ、市と事前に十分な協議を行った上で、業務を遂行する。
- (2) 受託者は本業務に必要な資料の収集を行うものとし、市は必要な協力を行う。
- (3) 打ち合わせは随時行い、その都度議事録を提出し、市の承認を得るものとする。
- (4) 参画する民間事業者の準備作業及び市の内部手続きに要する期間を勘案し、供用開始までの詳細な事業スケジュール(案)を作成する。

## 4. 業務期間

契約締結の日（平成 26 年度）から平成 27 年 3 月 13 日まで

## 5. 提出書類

受託者は、本業務の遂行において、下記の書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときはその都度、市の承認を受けなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 工程表
- (4) 現場代理人及び主任技術者届
- (5) 完了届
- (6) その他必要な書類 月単位の工程表（打合せ計画を含む）等

## 6. 成果品

成果品は、報告書（各 3 部）及びそれを記録した電子媒体（CD）一式とする。

## 7. 成果品の審査及び引渡し

受託者は、本業務完了時に市の審査を受けなければならない、本業務の審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し業務の完了とする。

## その他

本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記なき事項については市と協議の上これを決定する。